

甲府市農業委員会 12月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年12月27日（月曜日）午後2時00分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名 武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男 2番 小松 芳彦 3番 菊島 建 4番 池田 哲郎

5番 落合 洋子 6番 關野 登 7番 田中 由美 8番 後藤 良仁

9番 土屋 三千雄 10番 越石 和昭 11番 小澤 博 12番 山村 忠弘

13番 雨宮 洋文 14番 末木 瑞夫 15番 矢崎 正勝 16番 塚田 泰英

4. 職務のために出席した農業委員会事務局及び農政課職員の職氏名

事務局 長 中村 勝

農地係 係 長 清野 隆彦

係 長 青木 進

振興係 係 長 牧野 公治

5. 議 案

議案第1号 農地法第5条による競・公売適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 令和4年1月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第4号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 3 年 12 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 19 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 12 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、12 月定例総会の議事録署名委員ですが、1 番の渡邊 初男（わたなべ はつお）委員、2 番の小松 芳彦（こまつ よしひこ）委員のお 2 人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

それでは議案審議を始めます。

【議案第 1 号】

議案第 1 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第 5 条の競売適格証明願は 1 件ございます。今回の願出人は競売地を〇〇として転用したいという方の 5 条の資格審査を求めるものです。また、競売落札者とな

った場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決決裁となります。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの適格証明 5 条No.1 をご覧ください。

競売地の所在、地目、面積、願出人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

願出人は〇〇しているが、競売地が立地条件に適していることから取得し、〇〇として利用したいとのこと。なお、競売地は従前より〇〇として利用されてきた経過があります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

冒頭で説明しました通り、事前に質問や意見もありませんでしたので、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、証明書の交付をまいります。

【議案第 2 号】

議案第 2 号 農地法第 3 条による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第 3 条許可申請は有償移転が 3 件、無償移転が 1 件ございまして、第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 2 ページの 1 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は、〇〇を行っているが新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのこと。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

続きまして、議案書 2 番、及び 3 ページの 3 番は関連案件となります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には引き続き〇〇する計画です。

続きまして、議案書 4 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は譲渡人の〇〇にあたり、〇〇を行っているが、譲渡人が〇〇となったことから、申請地を〇〇により取得し、譲受人に〇〇したいとのことです。

譲渡人の現在の経営面積は〇〇㎡であり、譲受人と〇〇であるため計画面積は変わらず、申請地には引き続き〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号は決定し、許可書の交付をしまいたします。

つづいて、議案第 3 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 1 件でございます。

議案書 4 ページの 1 番、地図は 2 ページの 4 条No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、〇〇を設置しており、〇〇が不足しているため、申請地を〇〇として転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○小澤委員（上曽根地区）

〇〇のような地図ですが、どの辺でしょうかね。参考までに。

○議長（西名会長）

事務局で具体的に説明してください。

○事務局（青木係長）

場所としましては〇〇に行きますと、〇〇がありまして、〇〇から〇〇の方に下っていく道があるんですけども、入ったところにすぐに〇〇という町がありまして、場所は〇〇ということになっております。

○議長（西名会長）

青木係長、あの地図で見るとUターンした広い道がありますよね。

○事務局（青木係長）

はい。

○議長（西名会長）

これ左の方は〇〇の方に下る方ですね。

○事務局（青木係長）

そうです。〇〇を左に下っていくと、今度〇〇の右の方に戻ると、右側に〇〇があるところになっております。

○議長（西名会長）

いかがでしょうか。

○小澤委員（上曽根地区）

点線で四角に囲んでありますが、これはなんですか。

○事務局（青木係長）

このところは、〇〇があるところです。

○小澤委員（上曾根地区）

はい、分かりました。

○議長（西名会長）

他にいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

他にないようでございますから、採決をさせていただきます。

議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号については、決定し、許可書の交付をしまいたします。

つづいて、議案第 4 号は農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 5 条許可申請は賃貸借が 1 件、使用貸借が 4 件、計 5 件となります。

議案書 5 ページの 1 番、地図は 3 ページの 5 条No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 2 番、地図は 4 ページの 5 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 3 番、地図は 5 ページの 5 条No.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書6ページの4番、地図は6ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇で〇〇しており、〇〇や〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書5番、地図は7ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

無いようであれば採決をさせていただきます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第4号については、決定します。この議案のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は1,000㎡未満ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第3号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。先月は山梨県農業会議への諮問はございませんでした。

7ページからは令和3年11月17日から令和3年12月16日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第3号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第5号 令和4年1月告示分 農用地利用集積計画についてですが、審議に先立ち、利用権設定の10番及び32番の案件は、土屋委員が関係する案件、利用権設定の21番及び22番の案件は、菊島委員が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第5号のうち、利用権設定の10番、21番、22番、32番を除く案件について、事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第4号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第5号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転1件、新規設定18件、再設定24件、計43件の申し出がありました。

議案書15ページの表は、新規設定です。

千代田・二川・山城・大鎌田・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は22,239㎡です。

中段の表は、令和3年度の目標面積103,600㎡に対し、設定面積は102,950㎡、達成率は99%です。

続いて16ページの表は、再設定です。

相川・玉諸・二川・山城・大鎌田・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は31,373.73㎡です。

中段の表、令和3年度の目標面積350,700㎡に対し、設定面積は282,417㎡、達成率は81%です。

17ページ1番から22ページ18番は新規設定です。

23 ページ 19 番から 31 ページ 42 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。また、20 ページ 10 番、23 ページ 21 番、24 ページ 22 番、28 ページ 32 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、所有権移転の案件を説明します。14 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇を耕作しています。

農地の所有者は、譲受人の〇〇で、現在は〇〇に〇〇されております。今後も引き続き〇〇が農業経営を行うとのことで、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

次に、新規就農者の案件を説明します。18 ページ 5 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、年齢は〇〇歳で、今年の 8 月から〇〇の農家で〇〇を受け、〇〇を習得されています。当該農地では、〇〇を受けている農家からの〇〇を受けながら〇〇し、〇〇への〇〇や〇〇を行う予定です。〇〇は〇〇から借り受けており、〇〇や〇〇も〇〇から借りるとのことです。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 32 ページから 33 ページをご覧ください。

今月は 6 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

まず、所有権移転の 1 番の案件については、山城地区ですので私から補足説明をいたします。

〇〇の方の件でございますけれども、以前から〇〇が〇〇と〇〇に農業経営の主体となっております。認定農業者で中心的な経営者、こういう恰好で農業を〇〇にやっておりましたけれども、ぼちぼちすべて〇〇ということと同時に、農地も〇〇とい

う形になりますが、所有権移転をすると、こういうことであがってきました。一生懸命〇〇を中心に頑張って経営をやっている方でいい流れではないかと地元の委員さんとも話をしたところでございます。

以上補足説明でございます。

つづきまして、利用権設定の 5 番の案件について、大里・国母地区の菊島委員から補足説明をお願いします。

○菊島委員（大里・国母地区）

この案件は、今まで耕作放棄地として、〇〇でした。そこへですね、〇〇という〇〇が〇〇を作りたいので場所を探してくれということで、ここでも良かったか、面積はちょっと〇〇ですけど、手始めにどうですかということでもって、〇〇がじゃあお願いしますということで、早速〇〇をしっかりと借りてきて下準備に入っております。〇〇で、何ら問題ないと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件のうち利用権設定の 10 番、21 番、22 番、32 番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、土屋委員のご退席をお願いします。

【 土屋委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号、利用権設定の 10 番及び 32 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 20 ページ 10 番及び 28 ページ 32 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号、10 番及び 32 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、土屋委員はご着席をお願いします。

【 土屋委員 着席 】

次に、菊島委員のご退席をお願いします。

【 菊島委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号、利用権設定の 21 番及び 22 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 23 ページ 21 番及び 24 ページ 22 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号、21 番及び 22 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、菊島委員はご着席をお願いします。

【 菊島委員 着席 】

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【 5. 総会閉会の宣言 】

以上をもちまして、12月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。